白井市高齢者見守リネットワークの てびき

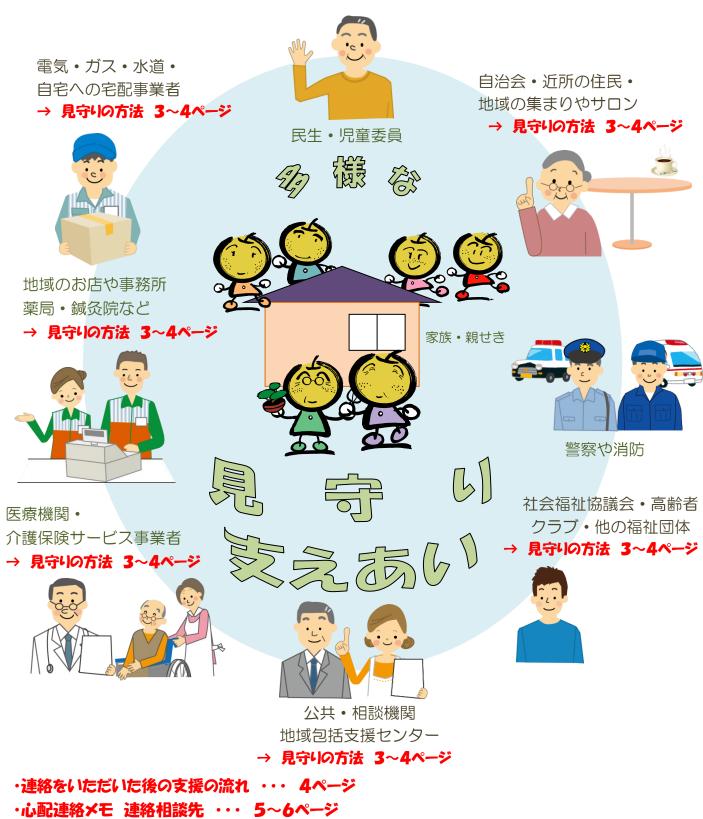
~ 高齢になっても住み慣れた場所で安心して暮らせるように~



表ット

白井市高齢者福祉課

白井市では、高齢者の孤立化・孤独死を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、地域の様々な団体・民間事業者・協力機関と協力体制を築き、多様な目で高齢者を見守り、支えていく「高齢者見守りネットワーク」の構築を目指しています。なお、本ネットワークは、消費者被害の未然防止を図るための、消費者安全確保地域協議会の機能を兼ねています。



地域で行われる見守りには、日常生活や日常業務の中で行う「緩やかな見守り」、見守る人を特定した「担当者による見守り」、「専門機関や福祉サービス等による見守り」があります。

「白井市高齢者見守りネットワーク」で皆さまにお願いしたい見守りは、**日常生活や日常業務の中で行う緩やかな見守り**です。

ふだんの業務の中で接する高齢者の様子 を、さりげなく気にかける。

- *自宅への配達業者・地域のお店などの民間事業者
- *電気・ガス・水道検診等の業者
- *医療機関、鍼灸院、司法書士、行政書士など高齢者と接する機会の多い事業所等

*介護保険サービス事業者など



*地域住民•自治会

向こう三軒両隣の家の電気がついているかな、雨戸が閉まいっぱなしじゃないかな。



散歩や買い物の際に、地域の高齢者や住まいをさりげなく気にかける。

郵便受けに色々たまっていないかな。

自宅に、使わない新しい商品が複数、置かれたままになっているみたい。大丈夫かな。

サークルの仲間の 様子を、お互いに 気にかける。 *地域のサロン

*高齢者クラブ

- *地区社会福祉協議会
- *趣味のサークルや家族会など



サロンや行事に参加 している高齢者の様 子を気にかける。

≪こんなときには、各地域包括支援センターに連絡をください≫

高齢者の安否が心配・高齢者虐待の疑いがある

- *ポストに郵便物や新聞が何日分もたまったままで、確認している形跡がない。
- *洗濯物が、何日も出しっぱなしになっている様子。布団が翌日まで干しっぱなし。
- *出かけていないはずなのに、雨戸が何日も閉めっぱなし。
- *在宅していると思われるが、昼も照明がつきっぱなしの日が続いている(逆に、夜になっても 照明がつかない日が続いている。)
- *前回配達した届け物(乳飲料・生鮮品・弁当など)がそのまま残っている。
- *家族等から、虐待を受けている様子が見受けられる。



各地区の 地域包括支援センターへ電話

状況から、一刻も早く室内に入って安否確認を 行った方がよいと判断される場合は、警察 (110番)・消防(119番)へ。

名 称	電話番号	担 当 地 区	
①白井中央	047-	白井第一小学校区 白井第二小学校区	
地域包括支援セン	₉₋ 497-3474	七次台小学校区 桜台小学校区	★担当地区が不 明な場合は、
② 白井駅前 地域包括支援セン	047- 492-8100	南山小学校区 池の上小学校区	高齢者福祉課 (497-3484) に連絡くださ
③ 西白井駅前 地域包括支援セン	047- 4 97-5170	白井第三小学校区 大山口小学校区 清水口小学校区	61°

地域包括支援センターより



高齢者について心配があって連絡・相談をいただいた場合、その結果について責任を問われることはありません。

安否確認が必要な状況の場合、本人の生命や身体の安全を確保するためにやむを得ない状況と判断されるため、連絡をするとき、本人や家族の同意を得る必要はありません。

また、虐待が疑われる状況の場合、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」で通報の義務が定められていることから、本人や家族の同意なく、通報することができます。

高齢者の様子が気がかり

- *室内を見たところ、かなり乱雑で汚れているが、サービスを使っているかどうか不明。
- *身につけている洋服が、汚れて洗濯している様子がない。季節に合わない服装をしている。
- *毎日、同じ物をたくさん買っていて、余らせているのではないかと思う。
- *レジで、金銭の支払いが分からなくなっていて心配。
- *道を歩いている方が、行き先が分からず、道に迷っている様子(→※1)
- *介護保険や市の福祉サービスが必要と思われるが利用していない様子。
- *悪質商法などの消費者被害にあっているのでは。

方法1

「ご様子が心配なので、白井市の高齢者相談窓口に連絡をしてもいいですか」と本人や家族に伝えたうえで、各地区の地域包括支援センターに相談

(3ページ) →困難な場合は「方法2」または「方法3」へ

方法2

「白井市に高齢者の相談窓口があるので相談してみてはいかがですか」と促 し、各地区の地域包括支援センターを紹介

「買った覚えがないのに支払い請求がきた」など消費生活の相談は、『消費生活センターTEL492-1111(内線 3202)』に直接相談も可能

方法3

本人の様子から、「生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむ を得ない」と判断された場合は、同意が得られなくても、各地区の地域包括 支援センターに相談

※1 道に迷っている方を発見した場合・・・・<u>まず、お声をかけていただけるとあいがたいです。</u>氏名や住所が言えず帰宅先が分からない場合は、警察(110番)へ。明らかに体調が悪い場合は救急(119番)へ。その他や、判断に迷うようなら地域包括支援センターへご相談ください(土日祝日や夜間早朝は警察・消防)。

地域包括支援センターより



「方法3」の、「生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつ やむを得ない」状況は、事業者様の判断で構いませんが、もし、判 断に迷う場合、まずは、本人を特定できる情報をふせて、各地区の 地域包括支援センターにご相談ください。

2. 支援の流れ

地域包括支援センター・市高齢者福

社課などの**実施機** 関・警察や消防・

民生委員等の協力

氏主安貝寺の協力 団体や協力機関が

連携して対応支援します。

≪安否確認≫

自宅の状況確認

親族等の緊急連絡先、関係機関、地区担当民生委員等から情報収集

Į

状況把握の結果、室内に入って安否確認を要すると判断した場合は、警察・消防と連携して対応

≪その他の支援≫

本人が利用しているサービス、その他 の情報を収集・自宅訪問

※「方法3」などにより、本人の同意なく、ご相談をいただいている場合は、「誰から連絡があった」ということは本人には伝えません。

マ レ

色々な課題を抱えている場合は、関係 機関による見守り・支えあいのチーム を編成して、継続的に支援

3. 個人情報の取り扱いに関するお願い

協力事業者、協力団体及び協力機関の皆さまは、白井市個人情報保護条例を守り、本事業の実施により知り得た個人情報を、本事業の目的以外に利用・漏えいしないでくださるようお願いいたします。協力事業者、協力団体及び協力機関でなくなった後も、同様とします。

【主な注意事項】

- ◎ 個人情報を他に漏らし、又は高齢者の見守り以外の目的に利用しないこと。
- ◎ 見守り活動において知りえた個人情報を、物品の売買等の営業活動に利用しないこと。
- ◎ 協力事業者でなくなった後も、同様に、個人情報を適正に管理すること。

ıĽ	配連絡メモ(電話連絡用)				
1.	確認した日時年月日 午前・午後時	頃			
2.	連絡者氏名 (事業者名)				
3.	対象者氏名				
4.	対象者住所 <u>白井市</u> <u>プカカネで可</u>	る範囲			
5.	対象者電話番号				
6.	心配な状況 ・・・ 安否確認 ・ 虐待の疑い ・ 様子が気がかり				
7.	連絡に関する本人や家族の同意・・・・あり・・なし				
8.	→ 同意がなくても、まずは心配な状況についてご相談くが その他	CCV10			

各地域包括支援センターの連絡・お問合わせ先

※ 開設日以外の時間帯で緊急の場合は、警察・消防に通報してください。

しろいちゅうおう

白井中央地域包括支援センター

担当地域:白井第一小学校区•白井第二小学校

区•七次台小学校区•桜台小学校区

設置場所:白井市保健福祉センター 1階

電話: 047-497-3474 FAX: 047-498-4832

開設時間:月曜日~金曜日(年末年始・祝日を除く)、午前8時30分~午後5時15分

開設時間以外の緊急時連絡先:電話 047-492-8111(特別養護老人ホーム菊 華園

運営:外部委託(委託先:社会福祉法人神聖会) 当直が受けます)

しろいえきまえ

白井駅前地域包括支援センター

担当地域:南山小学校区・池の上小学校区

設置場所:白井駅前センター 1階

電話:047-492-8100 FAX:047-492-8102

開設時間:火曜日~土曜日(年末年始・祝日を除く)、午前8時30分~午後5時15分 開設時間以外の緊急時連絡先:電話 047-492-1100(さつきの里当直が受けます)

運営:外部委託(委託先:社会福祉法人皐仁会)

にししろいえきまえ

西白井駅前地域包括支援センター

担当地域: 白井第三小学校区• 大山口小学校区•清水口小学校区

設置場所: 西白井複合センター 1階

<u>電話:047-497-5170 FAX:047-497-5171</u>

開設時間:火曜日~土曜日(年末年始・祝日を除く)、午前8時30分~午後5時15分

開設時間以外の緊急時連絡先:電話 O47-4O4-67OO (特別養護者人ホーム アンスリール

運営:外部委託(委託先:社会福祉法人神聖会) 当直が受けます)

担当地域不明の場合は、高齢者福祉課地域包括ケア推進係に連絡ください。(電話:047-497-3484)

消費者トラブルなどを直接相談できる窓口

消費生活センター

設置場所:白井市役所本庁舎 2階 電話:047-492-1111(内線 3202)

開設時間:月曜日~金曜日(年末年始·祝日を除く)、午前 10 時~午後 4 時(正午~午後 1 時を除く)

土日祝日に相談できる窓口 国民生活センター 電話 188 (局番なし)

午前 10 時~午後 4 時

消費者安全確保地域協議会 担当窓口: 市民環境経済部 産業振興課(電話 047-401-4641)